フィプロニル	えん麦	0.002mg／kg
	大麦	0.002mg／kg
	小麦	0.002mg／kg
	とうもろこし	0.02mg／kg
	マイロ	0.01mg／kg
	ライ麦	0.002mg／kg
（略）	（略）	（略）

ソ　次の表の第１欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる家畜等（法第２条第１項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）

タ～テ　（略）

(2)～(5)　（略）

２～５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○農林水産省令第七十二号

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成二十九年法律第七十六号）第六条第一項並びに第七条第三項及び第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月十五日

農林水産大臣　野上浩太郎

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則（平成三十年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
鯨類の持続的な利用の確保に関する法律施行規則	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則
（鯨類科学調査計画の策定）	（鯨類科学調査計画の策定）
第一条　農林水産大臣は、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定により鯨類科学調査計画を策定しようとするときは、あらかじめ、鯨類に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。	**第一条**　農林水産大臣は、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定により鯨類科学調査計画を策定しようとするときは、あらかじめ、鯨類に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

ソ　次の表の第１欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる家畜等（法第２条第１項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（略）	（略）	（略）
フィプロニル	牛、めん羊、山羊及びしか	0.02mg／kg
	豚	0.02mg／kg
	鶏及びうずら	0.01mg／kg
（略）	（略）	（略）

タ～テ　（略）

(2)～(5)　（略）

２～５　（略）